

第3号議案 役員等の報酬等の総額の決定について

- 定款第8条の規定により、役員等に支給する報酬等総額を下記のとおり決定し、平成29年4月1日以降に支給される報酬等金額より適用する。

| 区 分 | 人 数 | 年 総 額 (最高限度額) |
|-----|-----|---------------|
| 理 事 | 6人 | 420,000円以内 |
| 監 事 | 2人 | 335,000円以内 |
| 評議員 | 7人 | 245,000円以内 |

なお、使用人兼務理事の使用人分の給与は含まない。